

（本約款の適用）

第1条 当ゴルフ場（付帯設備を含む）をご利用される方は、快適かつ安全にプレーをお楽しみいただくため、本約款に従ってご利用ください。

（利用契約の成立）

第2条 当ゴルフ場でプレーされる方は、プレー当日にフロントで本約款をご確認のうえ、所定の署名カードにご署名いただくことにより、当ゴルフ場が施設のご利用をお引き受けいたします。

第3条 当ゴルフ場をご利用の際は、営業の案内等によりプレー日およびスタート時刻をご予約ください。キャンセル時の違約手続きは、当ゴルフ場の案内等に従っていただきます。

（利用引き受けの拒否）

第4条 当ゴルフ場は、次の場合には施設の利用または利用の継続をお断りすることがあります。

- 満員のためスタート時間に余裕がないとき。
- 予約者が偽名で申し込みを行い、受付した場合（予約受付後や施設利用開始後であっても適用します）。
- 入れ墨（タトゥー・タトゥーシールを含む）のある方の浴場利用。
- 天災、悪天候その他やむを得ない事情によりクローズする場合。
- プレー技術が著しく未熟で、他の利用者のプレーに支障をきたす場合。
- ルール・マナーおよび警告を無視し、スロープレーを改めない場合。
- その他、本約款に違反した場合や、当ゴルフ場が施設の利用を不適当と判断した場合。
- カスタマーハラスメント行為があり、当ゴルフ場従業員に社会通念上著しい精神的負担を与えたと当ゴルフ場が合理的理由をもって判断したとき。

（料金請求および返金の取扱い）

本条第2号・第3号・第5号から第8号までに該当し、当ゴルフ場が利用の引き受けを拒否し、または利用の継続をお断りした場合、次のとおり取り扱います。

- プレー料金、施設利用料その他発生済みの料金は、通常どおりご請求いたします。
- すでにお支払いいただいた料金については、いかなる理由であっても返金いたしません。

（暴力団等関係者の入場・施設利用の拒否）

第5条 当ゴルフ場は千葉県警察本部の指導に基づき、暴力団組織ならびにその構成員、及びこれらと関わりがあると認められるすべての者の入場・施設利用を固くお断りいたします。予約後に認知した際は、その契約を無効とし、予約を取り消しいたします。また、施設利用開始後に認知した場合は、直ちに利用をお断りいたします。

（休場日・施設開閉時間）

第6条 当ゴルフ場の休場日および施設開閉時間は当ゴルフ場の規定によりますが、臨時に変更することがあります。

（金銭その他貴重品の保管）

第7条 金銭その他貴重品は自己責任で管理してください。当クラブ備え付けの貴重品ロッカーをご利用いただくか、フロントでお預かりいたします。お預かりした品物以外については、一切の責任を負いません。

（携帯品等の紛失）

第8条 カードホルダーおよびカートのリモコンの紛失による事故について、当クラブは一切の責任を負いません。紛失された場合は速やかにお申し出ください。なお、故意に紛失または破損された場合は、修理実費をご負担いただきます。

（駐車場の利用）

第9条 当ゴルフ場でプレーされる方は当ゴルフ場の駐車場をご利用いただけます。ただし、自動車および車内外の荷物に関する盗難・損害について、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

（施設内への持ち込み禁止）

第10条 次の物品は施設内への持ち込みを禁止します。

- 動物・鳥類などのペット類。
- 著しく悪臭を放つもの。
- 鉄砲・刀剣類およびその他の危険物。
- 火薬・揮発油等、発火・爆発の恐れがあるもの。
- 騒音を発するもの。
- 飲食物等。

（施設内行為禁止）

第11条 当ゴルフ場の施設内では、以下の行為を禁止します。

- 賭博その他風紀を乱す行為。
- 物品販売や宣伝広告等の行為。
- 利用者以外の方によるコースへの立ち入り（特別に許可された場合を除く）。

4. 他人に迷惑を及ぼす、または不快感を与える行為。
5. 大声や大音量でプレー進行やクラブの品位を乱す行為。
6. コース内での練習ストローク。
7. 施設の器具や備品等を持ち出す行為。
8. 浴槽内でカミソリを使用する行為、または浴用タオルを湯に浸す行為。

(服装規定)

第 12 条 当ゴルフ場をご利用の際は、ゴルフプレーヤーにふさわしい服装をご着用ください。

1. サンドルや下駄でのご来場はご遠慮ください。

(エチケット・マナーの厳守)

第 13 条 ゴルフは時として危険を伴うスポーツです。プレーヤーはエチケットとマナーを遵守し、自己責任で安全を確認してプレーしてください。万一、自己または他の利用者に損害を与えた場合は、プレーヤー自身の責任で対応・解決していただきます。

(危険区域での注意)

第 14 条 コース内には池・法面・傾斜地・階段など転落または滑落の危険があるエリアがあります。

1. 景観上の理由から池周辺に注意看板を設置していない箇所もありますので、自己責任で十分ご注意ください。
2. 池内のボールを拾う行為は危険を伴うため、固く禁止いたします。
3. 法面・傾斜地・階段および浴室は滑りやすい箇所があります。移動の際は足元に十分ご注意ください。

(プレーに係る行為の厳守)

第 15 条 素振りはティーマーク内またはゴルフ場が指定した場所以外では行わないでください。打順以外のプレーヤーはティーイングエリアに立ち入らないようお願いいたします。

第 16 条 乗用カートには人感センサー（歩行者検知装置）が搭載されておらず、人に接近しても自動停止いたしません。カートの進行方向上には絶対に立ち入らないでください。

第 17 条 後続組のプレーヤーは、セルフプレー・キャディ付きに関わらず自身の飛距離を適切に判断し、先行組に向かって打球しないよう十分に安全を確認してください。

第 18 条 同伴プレーヤーは、打者の前方に絶対に出ないよう注意してください。

第 19 条 スタッフやフォアキャディの合図は先行組が通常の飛距離圏外に進んだことを示しますが、打者は自身の飛距離を判断し、安全を確認したうえで打球してください。

第 20 条 隣接ホールへの打ち込みは大変危険です。打球方向と飛距離を十分に確認し、慎重に打球してください。万一隣接ホールに打ち込んだ場合は合図を送り、妨げにならないよう配慮し、同伴プレーヤーにも注意を促してください。

第 21 条 後続組が打球する際、先行組のプレーヤーは打球が終了するまで安全な場所に退避してください。

第 22 条 ホールアウト後は速やかにグリーンを離れ、後続組の打球に注意しながら安全な経路で次のホールへ進んでください。

第 23 条 雷鳴が聞こえた場合は直ちにプレーを中止し、避難所など安全な場所へ退避してください。

第 24 条 コースおよびクラブハウス内での喫煙・火気の使用は、所定の場所以外では行わないでください。

第 25 条 本約款に違反し第三者に損害を与えた場合、またはご自身が傷害等の被害を受けた場合でも、当ゴルフ場は一切の損害賠償責任を負いかねます。

(クラブの確認)

第 26 条 プレー終了後はクラブの本数・種類を慎重にご確認ください。確認後に判明した不足や瑕疵については、当ゴルフ場は責任を負いかねます。

(宅急便の取り扱い)

第 27 条 ゴルフクラブその他のお荷物の宅急便取次ぎは行いますが、それに伴う盗難・紛失・損害について当ゴルフ場は責任を負いません。

(損害賠償の責任)

第 28 条 利用者の故意または過失により当ゴルフ場の従業員または施設に損害を与えた場合、その損害額をお支払いいただきます。

(忘れ物の処理)

第 29 条 忘れ物は発見日から 3 か月間保管いたします。本人確認のうえ期間内にお引き取りください。フロントでの置き置きは 1 か月間とし、経過後は当ゴルフ場にて任意処分させていただきます。ただし、下着類や腐敗しやすいものは除きます。

(料金のお支払い)

第 30 条 料金は当日のプレー終了後にフロントで、現金または所定のクレジットカードにてお支払いください。

(個人情報の収集と利用)

第 31 条 当ゴルフ場は、適法かつ公正な手段により利用者の個人情報を収集し、利用目的を明確にしたうえで、その目的の範囲内で利用いたします。

附則 本約款は 1998 年 1 月 1 日より施行いたします。

附則 本約款は 2025 年 7 月 7 日より改正施行いたします。